

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、翌
日)

目次

◇ 告 示 町等の区域の新設等

保険医療機関等の指定

保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

◇ 公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同

法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町及び字の名称

堺町二丁目

同上の区域(昭和五十二年五月二十五日現在の地番による。) 字堺町二丁目、字榊形、字藪ノ内及び字上河原の全域並びに字藪本二五五の四

荒 神 町

字荒神町のうち三五六、三五六の一から三五六の三まで、三五六の五から三五六の一四まで、三五七の一から三五七の三まで、三五七の五から三五七の一〇まで、三五七の一五から三五七の一八まで、三五八の一、三五八の二、三五八の四から三五八の六まで、三五八の九、三五九、三六〇、三六〇の二、三六一、四〇八の一、四〇八の四、四〇九の一、四一〇の一、四一一の一、四一二の一、四一二の二、四一三の一、四一四の一、四一五の一、四一六の一、四一七の一、四一七の四、四二一の五、四二二の一から四二二の三まで、四二二の五、四二二の六、四二三の一から四二三の三まで、四二四、四二四の一、四二四の二、四二五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、字藪本二五四の一から二五四の六まで、二五四の八から二五四の二二まで、二五四の二四、二五四の二六から二五四の三一まで、二五五の一、二五五の二五、二五五の二六、二五五の二八、二五五の二九、二五五の三一から二五五の三四まで、二五六の一、二五六の一五、二五六の一九から二五

<p>湊町</p>	<p>東町</p>				
<p>字弓場の全域、字田町のうち二六一の一、二六一の四から二六一の七まで、二六二の一、二六二の七から二六二の一三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、字折坂一六八の六、一六九の三、一七一の一から一七一の</p>	<p>字二葉山及び字西荒尾の全域、字東荒尾のうち三三五から三三七まで以外の区域、字荒神町三五六、三五六の四から三五六の三まで、三五六の五から三五六の一四まで、三五七の一から三五七の三まで、三五七の五から三五七の一〇まで、三五七の一五から三五七の一八まで、三五八の一、三五八の二、三五八の四から三五八の六まで、三五八の九、三五九、三六〇、三六〇の二、三六一、四〇八の一、四〇八の四、四〇九の一、四一〇の一、四一一の一、四一二の一、四一二の二、四一三の一、四一四の一、四一五の一、四一六の一、四一七の一、四一七の四、四二一の五、四二二の一から四二二の三まで、四二二の五、四二二の六、四二三の一から四二三の三まで、四二四、四二四の一、四二四の二、四二五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに字西梅田五七九及び五八一</p>	<p>六の二三まで、二五六の二五から二五六の三一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに字田町二六一の二、二六一の四から二六一の七まで、二六二の一、二六二の七から二六二の一三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>			
<p>宮川町</p>	<p>湊町字外道山</p>	<p>湊町字布子谷</p>	<p>湊町字東梅田</p>	<p>湊町字梅田</p>	<p>一二まで、一七二の三、一七三の一、一七三の三から一七三の六まで、一七三の八から一七三の一二まで、一七三の一四から一七三の一八まで及びこれらと一体をなす国有地、字東荒尾三三五から三三七まで並びに字西梅田のうち五七九及び五八一以外の区域</p> <p>字三通田、字宮川及び字中通りの全域、字折坂のうち一六八の六、一六九の三、一七一の一から一七一の二まで、一七二の三、一七三の一、一七三の三から一七三の六まで、一七三の八から一七三の一二まで、一七三の一四から一七三の一八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、字歟本のうち二五四の一から二五四の六まで、二五四の八から二五四の二二まで、二五四の二四、二五四の二六から二五四の三一まで、二五五の一、二五五の四、二五五の二五、二五五の二六、二五五の二八、二五五の二九、二五五の三一から二五五の三四まで、二五六の一、二五六の一五、二五六の一九から二五六の二三まで、二五六の二五から二五六の三一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、字池ノ上一二三の三、一二三の四、一二三の六、</p>

<p>一二三の七、一二三の二〇、一二三の二一、一二四の一、一二四の四、一二四の八から一二四の一三まで、一二六の四、一二六の五、一二七の六から一二七の六まで、一二七の八、一二七の九、一二七の一〇、一二七の一一、一二七の一二、一二七の一三から一二七の一九まで、一二七の二一から一二七の二四まで及びこれらと一体をなす国有地、字駒田のうち一三〇の二、一三〇の一五から一三〇の一八まで、一三三の三、一三三の五、一三三の一〇、一三三の一一、一三三の一二、一三三の二一から一三三の二四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の一七九の二、一七九の四、一七九の五、一八〇の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>住 吉 町</p> <p>字池田、字二反長、字中反田、字効家、字前田、字神坂、字荒神前、字住吉及び字中将子の全域並びに字池ノ上のうち一二三の三、一二三の四、一二三の六、一二三の七、一二三の二〇、一二三の二一、一二四の一、一二四の四、一二四の八から一二四の一三まで、一二六の四、一二六の五、一二七の六から一二七の六まで、一二七の八、一二七の九、一二七の一〇、一二七の一一、一二七の一二、一二七の一三から一二七の一九まで、一二七の二一から一二七の二四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
---	---

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(昭和五十二年五月二十五日現在の地番による。)

宮川町二丁目

宮川町二丁目の全域並びに字駒田一三〇の二、一三〇の一五から一三〇の一八まで、一三三の三、一三三の五、一三三の一〇、一三三の一一、一三三の一二、一三三の二一から一三三の二四まで及びこれらと一体をなす国有地

駄経寺町字鳥居曝

駄経寺町字鳥居曝のうち一七九の二、一七九の四、一七九の五、一八〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

字住吉、字中将子、字二反長、字中反田、字前田、字神坂、字効家、字池田、字池ノ上、字駒田、字宮川、字中通り、字折坂、字三通田、字上河原、字藪ノ内、字鉢本、字田町、字東荒尾、字荒神町、字西荒尾、字二葉山、字弓場、字荒神前、字西梅田、字塚町二丁目、字樹形、字梅田、字東梅田、字布子谷及び字外道山

鳥取県告示第五百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬師寺整形外科医院	米子市東福原五七五	昭和五十二年七月一日
石田産婦人科医院	境港市元町六九	"
森 下 医 院	八頭郡河原町河原 一九七―三	"
岡 田 医 院	東伯郡東伯町丸尾 字上ノ垣八	昭和五十二年七月十四日
松 田 医 院	日野郡日野町根南二二九	昭和五十二年七月一日
豊増 齒科医院	岩美郡福部村大字細川 六六六ノ一	"
国立米子病院	米子市車尾二二九三の一	"
生 協 薬 局	鳥取市末広温泉町二二一	"
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇の一	"
森 下 薬 局	境港市誠道町五五	"
面 影 薬 局	鳥取市大杵四九の一	"
野口内科医院	倉吉市西倉吉町二一―三〇	"

鳥取県告示第五百二十九号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。
昭和五十二年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐 藤 隆 二	鳥医第二、一七八号	昭和五十二年六月二十九日
小 澤 寧 矩	鳥薬第三五四号	"

鳥取県告示第五百三十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十二年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
生 協 薬 局	鳥取市末広温泉町二二一	昭和五十二年七月一日
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇の一	"
森 下 薬 局	境港市誠道町五五	"

面影薬局	鳥取市大杵四九の一	
野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇	

鳥取県告示第五百三十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
生協薬局	鳥取市末広温泉町二二一	全国	昭和五十二年七月一日
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇の一	"	"
森下薬局	境港市誠道町五五	"	"
面影薬局	鳥取市大杵四九の一	"	"
野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇	"	"

公 知

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和52年度第1回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和52年7月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日

昭和52年8月19日

2 場所

鳥取市及び米子市

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
第一種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の 販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
第二種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の 保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出

すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札形で出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書の所定欄にはり付けること。

(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

第一種販売主任者免状に係る試験 1,300円

第二種販売主任者免状に係る試験 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和52年7月11日から昭和52年7月20日まで

7 受験票

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】